

○秩父市お試し居住実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秩父圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）以外に住所を有し、かつ、本市に移住することを検討している者に対し、お試し居住用の住宅等（以下「住宅」という。）を整備して、本市の風土や日常生活を一定期間体験できる事業（以下「お試し居住事業」という。）を実施することにより、本市への人口流入を促進し、定住者を増やすことを目的とする。

(対象者)

第2条 お試し居住事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 秩父圏域以外に住所を有し、本市への移住を検討している者及びその家族（その者と同時に住宅を利用する場合に限る。）
- (2) 滞在期間中にオーダーメイド移住体験ツアーに参加する者
- (3) 移住相談センターの公式LINEに登録している者
- (4) 第9条各号に掲げる事項を遵守することができる者
- (5) その他市長が必要と認める要件を備える者

(住宅の名称等)

第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父杉の家「絆」	秩父市野坂町 2-12-30

(利用期間等)

第4条 住宅の利用期間は、1回あたり連続した3日以上7日以下とする。

- 2 住宅の利用回数は、同一の対象者につき4回までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、5回までとすることができる。
- 3 住宅の利用停止期間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 12月1日から同月4日まで
 - (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- 4 住宅の利用期間における利用開始及び利用終了の時間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 利用開始時間 利用開始日の午前10時～午後4時までの間とする
 - (2) 利用終了時間 利用終了日の午前11時
- 5 住宅の利用人数は、1回あたり最大4人までとする。この場合において、小学生以下の者については、2人で1人とみなす。

(利用申請)

第5条 お試し居住事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定める日までに秩父市お試し居住事業利用申請書（様式第1号）及び秩父市お試し居住事業利用誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 1 回目の利用 利用開始日が属する月の前々月の初日から利用開始日の 14 日前まで
- (2) 2 回目以降の利用 前回の利用終了日から 30 日を経過した日以降で、利用開始日が属する月の前々月の初日から利用開始日の 14 日前まで

(利用許可)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、秩父市お試し居住事業利用許可決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、お試し居住事業の実施に関し必要と認めるときは、利用の決定に関し条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の場合において、住宅を利用しようとする者が未成年者のみとなるときは、その利用を許可しないものとする。

(利用の変更)

第 7 条 前条の規定によりお試し居住事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、決定した内容を変更する場合は速やかに申し出て、必要に応じ秩父市お試し居住事業利用変更許可申請書（様式第 4 号）を市長に提出する。

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、秩父市お試し居住事業利用変更許可通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(費用)

第 8 条 住宅の利用に係る費用は無料とする。

2 お試し居住事業に係る飲食費並びに消耗品及び住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は利用者の負担とする。

(遵守事項)

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (2) 第三者に対し、住宅を転貸し、若しくは利用させ、又は第 6 条の規定による利用許可を受けた事項にかかる権利を譲渡しないこと。
- (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (5) 清潔に保つこと。
- (6) ごみを適切に処理すること。
- (7) 住宅に新たに設備を設置しないこと。
- (8) 住宅の増築もしくは改築又は模様替えをしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第 10 条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 営利又は非営利の事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 喫煙
- (7) 動物の飼育
- (8) 鍵の複製
- (9) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (10) 利用者以外の者を滞在させる行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、住宅の使用にふさわしくない行為

(利用許可の取消)

第 11 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条の規定による対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第 14 条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 第 9 条及び前条の規定に違反したとき。
- (4) この要綱又はこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用許可を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき利用の決定を取り消したときは、秩父市お試し居住事業利用取消通知書（様式第 6 号）により、利用者へ通知するものとする。

(明渡し)

第 12 条 利用者は、利用期間が満了したとき又は利用許可を取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅を現状に回復しなければならない。

(立入り)

第 13 条 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、市の職員を当該住宅に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、住宅を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第 15 条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅で発生した事故に対しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の秩父市お試し居住実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る利用について適用し、同日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。